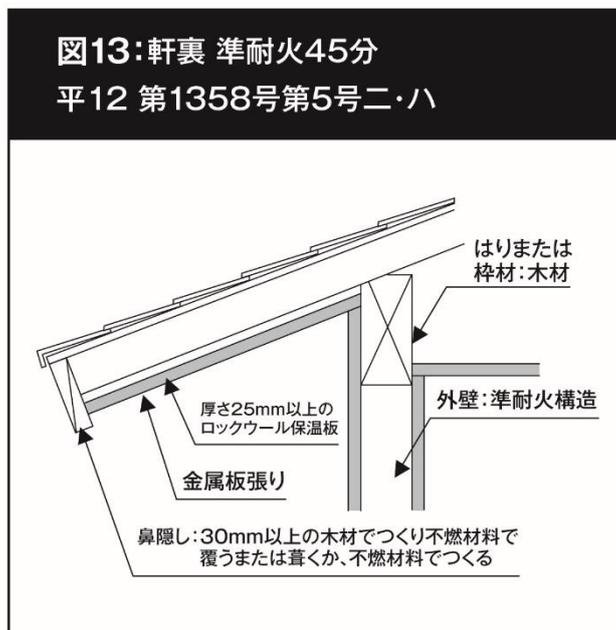


第5 屋根の構造方法

二 軒裏の構造方法

- ハ 前号ハ(2)(iv)又は(v)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

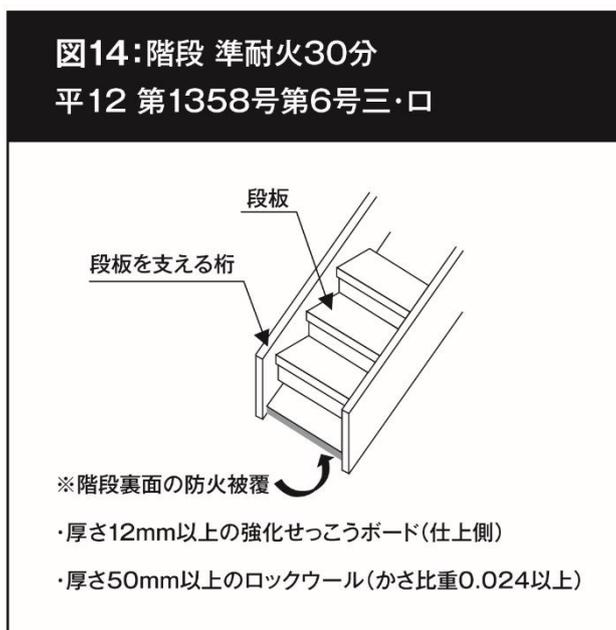


出典: 木造建築物の防・耐火設計マニュアルー大規模木造を中心としてー (日本建築センター)

第6 階段の構造方法

- 三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、次に該当する構造とすること。

- ロ 段板の裏面に第3 第三号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に(屋外側にあつては、第1 第三号ハ(2)から(6)までのいずれか)に該当する防火被覆が設けられたもの



出典: 木造建築物の防・耐火設計マニュアルー大規模木造を中心としてー (日本建築センター)